

令和4年度 第2回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年3月23日(木) 午前10時から午前11時35分
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井 会議室A B
- 3 出席者 委員
会長 中尾 友紀(日本女子大学)
副会長 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
大島 理恵子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
服部 浩子(春日井市手をつなぐ育成会)
山本 松壽(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
石黒 丞(春日井市社会福祉協議会)
市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
宇佐美 紀浩(愛知県医療療育総合センター)
岩田 はるみ(春日井保健所)
高木 敏行(春日井公共職業安定所)
芝垣 正光(公募委員)
永田 菜穂美(公募委員)
小林 宏明(公募委員)
事務局 健康福祉部 部長 神戸 洋史
障がい福祉課 課長 中山 一徳
同課 課長補佐 林 千秋
同課 課長補佐 清水 栄司
同課 障がい福祉担当主査 西尾 直人
同課 障がい福祉担当主事 内田 慶太
欠席者 後藤 義和委員
傍聴者 4名

4 議題

- (1) 春日井市障がい者総合福祉計画改訂に係るアンケート調査等の結果について
- (2) 今後のスケジュールについて

5 配付資料

- 資料1 春日井市障がい者総合福祉計画改訂に係るアンケート調査結果報告書
- 資料2 アンケート調査の回答率・回収率の比較
- 資料3 当事者団体ヒアリングでの主な御意見・御要望について
- 資料4 障がい者総合福祉計画改訂に係るスケジュール(令和5年度)
- 資料5 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要(案)(当日配付)
- 資料6 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正案について(当日配付)

6 議事内容

健康福祉部長あいさつ

本協議会について説明

当協議会の公開及び要点筆記による議事録作成についての確認

資料の確認

中尾会長あいさつ

<議題（1）春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査等の結果について>

【事務局 西尾】

資料1、2、3について説明

【山本委員】

52 ページ (47) の「現在、福祉サービスを利用していない理由は何ですか」という質問に対して、「家族などの介助で十分だから」という回答が半数以上あります。このことは、家族が介助を抱えこんでいることが浮き彫りになっていると感じます。家族の高齢化も進んでおり、家族に寄り添う支援強化を期待します。

また 134 ページ (125) の「あなた（支援者）が支援する上で困っていることは何ですか」との質問に対して、「心身が疲れる」という回答が一番多く、まさにその通りだと思います。

最後の 147 ページ以降の自由意見を見ても、将来への不安や親亡き後の不安が非常に多く、福祉の仕組みにつなげていく支援を期待します。精神障がい者家族会も少しでも多くの家族と関わり合って、困り事の共有と打開への支援を行っていきたいと考えています。

【中尾会長】

家族の年齢も上がってきていることが調査結果にも出ています。現在は家族が支援できていたとしても、将来的に難しくなる家族が多いのではないかと感じています。「家族ありき」を前提とするのではなく、徐々にですが、家族に頼らない支援を広げていく視点を今から持つことは非常に重要だと感じています。

【大島委員】

医療的ケアの内容も多く盛り込まれて、アンケート内容も変わってきたのではないかと感じました。ただアンケート調査の結果からは、医療的ケアといっても、子どもの医療的ケアだけでなく、インスリンの注射や透析の人の数字がとて多いと感じました。結果にしても、そちらの意見が強く出ているのではないかと感じました。

身体障がい者の枠の中でも、小さいころからの障がい者の意見よりも、人数的には多い途中から身体障がい者となった人の意見が強く出ているのではないかと感じました。

45 ページ (39) の「どのような点に不満を感じますか」との問いに、日中・居宅サービスの利用者で「その他」が 59.3%とかなり多く、内容について知りたいと思います。

【中尾会長】

障がいを持つ方はかなり個別性が高いと思います。多数の意見を重視してしまうと見逃すことが多くあると思いますので、少数の意見に配慮する視点は必ず持ち続けることが重要だと思います。

「その他」の内容について、今の時点で把握していることがあれば紹介してください。

【事務局 西尾】

手元に資料はありませんが、他の調査項目を見る限り、支給決定の量や、思った時間帯や曜日にサービスが利用できていないなどの答えが含まれていると思います。今後、「その他」に含まれている全体的に見ると少ない意見や調査結果についても目を向け、重要な意見は拾い上げて今後の骨子案の作成に生かしていきたいと思います。

今後、集計・分析していく中で明らかにできる部分が出てくれば説明したいと思います。

【中尾会長】

現在は集計が出てきた段階で、まだ精査されていないところもあります。その点では、細かなところまでは明確にお答えすることはできませんが、次回の協議会までには出てくると思いますので、そこであらためてお話しできればと思います。

【芝垣委員】

25 ページ(22)、60 ページ(53)の表にあるとおり、困っていること、障がい者生活支援センター、基幹相談支援センターで相談していること等を聞いた質問に、「特にない」とする回答が最も多く、半数近くを占めています。アンケートでは少数意見も重要視していることを皆さんに知ってもらう必要があると思います。

どこかにその旨の注意書きがあれば、「特にない」が半分以上と多いものの、少数意見の重視が意図されていることが分かると思います。

【中尾会長】

私は「特にない」が上位に来ているもう1つの理由に、知られていないことがあるのではないかと思います。何が相談できるのか、そこで何ができるのかなどが分からないため、「特にない」と思ってしまうこともあるのではないかと考えます。

周知することも重要であることを、「特にない」が上位に来ているところから読み取りました。

【石黒委員】

19 ページ(16)の「今、だれと一緒にくらしていますか」との問いに対して、1人暮らしがおよそ2割となっています。また25 ページ(22)の「現在、生活をしていく上で支援がなくて困っていることはどのようなことですか」との問いに対して、「特にない」が一番多くなっているものの、次に「急に体調が悪くなったときの対応」が続いています。

社会福祉協議会も相談支援や地域の見守り体制をつくる中で、普段は支援が必要でない人や客観的には支援が必要と思われても、本人から SOS を発信しない人に対する見守り体制に苦慮しています。孤立死も高齢者だけでなく、障がい者の間でも発生しており、介入・見守り体制の構築の必要性を強く感じています。

自由記述等を見ると、差別があり、合理的な配慮や障がいに対する理解がまだまだ足りていないと強く感じます。特に152 ページの「ヘルプマークがフリーマーケット（ネット）などで売られていたり、障がいがあるだけで白い目で見られたり、何かとすみません、ごめんなさいと謝り続けなければなりません」という意見など、憤りと悲しみが湧いてくる記述があります。当事者の意見の中にも、公共施設での段差の解消や医療機関、店舗の入り口の拡

大など、差別解消がまだまだ進んでいないと思います。行き着くところは、市民が障がいに対する理解を深めていかなければいけないということで、行政として理解・啓発の場の拡大をしていく必要があると感じます。

【中尾会長】

今、問題となっていなかったとしても将来的に問題になるだろうと思われる所があります。

そういったことを想定した見守りの必要性や、大学教員として学生の教育に携わっているところでは、差別の解消やまだ障がい者になっていない人たちへの啓発が非常に重要と感じています。

学生と向き合いながら啓発に努めていこうと思っています。

<議題（2）今後のスケジュールについて>

【事務局 西尾】

議題に入る前に、先ほど石黒委員よりあった、合理的配慮がなかなか進んでいないという指摘に関して、少しお話ししておきたいことがあります。

障がい者の差別解消法が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供が義務づけられることになりました。令和6年4月施行の予定で、事業者の合理的配慮の提供が義務化されたため、合理的配慮は進んでいくと思います。

その中で事業者が義務化されたことを知らない、どういうことをどう対応すればいいのか分からないとの声も出てくると思います。合理的配慮の提供に関して解決が必要な事案が出た場合、市町村が対応すると法律上の規定になっており、市も必要に応じて調整するなど、役割を果たしていかなければならないと思っています。

そうした事案を知った場合や立ち会った場合などは声をかけてもらえれば良いと思います。

差別解消については、地域自立支援協議会が差別解消の協議会も兼ねる規定になっており、状況に応じて協議会等で組織的な対応を考えていく時期にも来ていると思います。

資料4について説明

【中尾会長】

障がい者総合福祉計画の策定に向けたスケジュールが事務局より示されました。

来年度は会議が5回予定されております。

【事務局 西尾】

来年度計画を策定していくにあたり、厚生労働省が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を作成しており、この指針に出ている内容に沿って、都道府県及び市町村が地元の実情を反映した計画を作ることになります。

指針はまだ案の段階ですが、内容について少しご紹介させていただきます。

資料5、6について説明

【中尾会長】

国の指針は案の段階ですが、この方向で改正される見通しであります。これを踏まえて市が計画を策定することになり、事務局から紹介していただきました。

来年度中に策定する計画は、この指針を踏まえなければいけないということですが、その都度理解することでいいと思います。

【田代副会長】

事務局から指針、アンケート結果について説明していただきましたが、行動障がい、難病の方がかなりクローズアップされているようです。先日開催された地域自立支援協議会でも措置児童が移行していく場合に、強度行動障がいのような周りに影響のある人の移行が難しいという課題や、インフォーマル支援という考え方の中で難病の方も生活の上で解決できない課題があることが上がってきています。

その点は整合性が取れており、我々が捉えている課題等も施策推進協議会にも上げていけると感じています。

会長の指摘にあった、「家族で支援が十分」というのは、サービスが要らないわけではないと思います。医療的ケアも含めて個別性が高く、多数が要る、要らないという問題ではないと思います。

アンケートで「特にない」「困っていない」との回答があったのは、知らない、知られていないところがあり、私も地域の活動の中で強く感じます。両協議会が周知に向けてどれぐらい動いていけるかは、計画を策定している間も非常に大事になると思います。

【中尾会長】

議題については以上ですべて終了になります。

これをもって第2回春日井市障がい者施策推進協議会を終了します。

以上

上記のとおり、令和4年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及びあらかじめ指名する委員1名が署名する。

令和5年4月21日

会 長 中尾 友紀

署名人 田代 波広